

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 東北財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年2月10日 |
| 【四半期会計期間】 | 第94期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日） |
| 【会社名】 | 常磐興産株式会社 |
| 【英訳名】 | Joban Kosan Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 斎藤 一彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 福島県いわき市常磐藤原町蕨平50番地 |
| 【電話番号】 | 0246（43）0569(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員管理本部長 秋田 龍生 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区東日本橋三丁目7番19号 |
| 【電話番号】 | 03（3663）3411(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員管理本部長 秋田 龍生 |
| 【縦覧に供する場所】 | 常磐興産株式会社 東京本社 （東京都中央区東日本橋三丁目7番19号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

（注）上記の東京本社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第93期 第3四半期連結 累計期間 | 第94期 第3四半期連結 累計期間 | 第93期 |
|--|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日 | 自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日 | 自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日 |
| 売上高(百万円) | 26,958 | 18,321 | 33,240 |
| 経常利益又は経常損失() (百万円) | 873 | 1,417 | 368 |
| 四半期純利益又は四半期(当期)純損 失()(百万円) | 788 | 7,101 | 367 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 476 | 7,369 | 663 |
| 純資産額(百万円) | 16,259 | 7,749 | 15,119 |
| 総資産額(百万円) | 53,914 | 58,454 | 52,015 |
| 1株当たり四半期純利益金額又は1株 当たり四半期(当期)純損失金額 ()(円) | 9.59 | 89.64 | 5.06 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円) | 9.26 | - | - |
| 自己資本比率(%) | 30.1 | 13.2 | 29.0 |

| 回次 | 第93期 第3四半期連結 会計期間 | 第94期 第3四半期連結 会計期間 |
|------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | 自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日 | 自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日 |
| 1株当たり四半期純損失金額(円) | 0.82 | 3.12 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第94期第3四半期連結累計期間及び第93期は、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。
4. 第93期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

自然災害について

1. スパリゾートハワイアンズにつきましては、日帰り施設スプリングパーク・スパガーデンパレオ・江戸情話与市及び宿泊施設ウイルポート・ホテルハワイアンズ東館を平成23年10月1日に、ウォーターパークを平成24年2月8日にそれぞれ再開いたしました。また、平成24年2月8日に新ホテル「モノリス・タワー」がオープンいたしました。
2. 平成23年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震による損害額につきましては、固定資産除却損・原状回復費用・営業休止期間中の固定費等61億96百万円を計上いたしました。

2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成23年11月10日開催の取締役会におきまして、東日本大震災からの復興費用として下記の通り資金調達を実施することを決議し、同年11月22日に借入を行いました。

- (1)借入金額 7,000百万円（シンジケートローン）
- (2)借入先 株式会社日本政策投資銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ信託銀行株式会社
株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社常陽銀行
株式会社東邦銀行
株式会社秋田銀行
株式会社七十七銀行
- (3)借入日 平成23年11月22日
- (4)利率 日本円TIBOR + 1.50%
- (5)返済方法 返済期限に一括返済
- (6)返済期限 平成28年11月22日
- (7)資金の使途 スパリゾートハワイアンズの復旧工事費用、新ホテル建設資金及び運転資金
- (8)担保提供資産 モノリス・タワー（土地及び建物）

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、個人消費は底堅く推移し、設備投資は東日本大震災の設備復旧の効果もあり緩やかな増加基調にあるものの、海外景気の下振れ懸念や長引く円高、引続き厳しい雇用・所得環境等、先行きは依然不透明なまま推移いたしました。

こうした状況の中、主力の観光事業につきましては、昨年の東日本大震災の影響により、スパリゾートハワイアンズは同年9月30日まで休業を余儀なくされておりましたが、同年10月1日に一部施設の営業再開を実現いたしました。卸売業・運輸業につきましては大震災等の影響を受け減収となり、製造関連事業につきましては堅調な海外需要を反映して増収増益となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は183億21百万円（前年同期比86億36百万円、32.0%減）となり、営業損失は9億68百万円（前年同期は営業利益12億51百万円）となり、経常損失は14億17百万円（前年同期は経常利益8億73百万円）、被災による損失61億96百万円を計上したため四半期純損失は71億1百万円（前年同期は四半期純利益7億88百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(観光事業)

スパリゾートハワイアンズにつきましては、休業期間中、避難所における炊き出しや、福島県からの要請を受けての被災された方々に対する宿泊先の提供など地域の皆様に対する支援を実施いたしました。また、ゴールデンウィークより実施してまいりました「フラガール全国きずなキャラバン」など震災後の観光振興に向けた一連の活動が評価され、観光庁長官表彰の受賞、第6回太平洋・島サミット親善大使の任命等に結びつき、年末には第62回NHK紅白歌合戦にフラガールが出演する等メディアにも取り上げられ、大きな話題となりました。

日帰り部門・宿泊部門ともに昨年10月1日より一部営業を再開いたしました。風評被害という厳しい状況のなか、早期の復興を目指して諸施策を実施し、福島県内からのご利用が増加いたしましたものの、休業の影響により、利用者数は減少いたしました。

クレストヒルズゴルフ倶楽部につきましては、昨年4月25日から営業開始いたしましたものの、首都圏からの利用者数の大幅な減少により、利用者数は減少いたしました。

ホテルクレスト札幌につきましては、大手旅行会社への積極的な販売促進活動により、宿泊人員は増加いたしました。

この結果、利用人員は、ハワイアンズ（日帰り）は108千人（前年同期比1,024千人、90.4%減）、ホテルハワイアンズ（宿泊）は27千人（前年同期比250千人、90.0%減）、クレストヒルズゴルフ倶楽部は26千人（前年同期比10千人、29.2%減）、ホテルクレスト札幌は43千人（前年同期比2千人、6.8%増）となりました。

また、売上高は10億31百万円（前年同期比81億1百万円、88.7%減）、営業損失は8億23百万円（前年同期は営業利益14億73百万円）となりました。

(卸売業)

石炭部門につきましては、震災による主要納入先の操業停止等により販売数量が減少し、減収となりました。石油部門につきましては、販売数量の増加と石油価格の上昇により増収となりました。

この結果、当部門の売上高は143億33百万円（前年同期比5億91百万円、4.0%減）、営業利益は1億30百万円（前年同期比2百万円、1.6%増）となりました。

(製造関連事業)

中国や東南アジア等の旺盛な海外需要を背景に、トラック、建設機械、産業機械及び船舶用モーター等の主力取引先からの受注が依然好調に推移し、増収増益となりました。

この結果、当部門の売上高は15億75百万円（前年同期比1億91百万円、13.9%増）、営業利益は1億67百万円（前年同期比41百万円、32.5%増）となりました。

(運輸業)

大震災の影響により、主力の電力会社向け石炭輸送等の減少、また公共工事向けセメント輸送の減少により、減収となりました。

この結果、当部門の売上高は13億80百万円（前年同期比1億35百万円、8.9%減）、営業利益は31百万円（前年同期比34百万円、52.1%減）となりました。

(2) 財政状況

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ64億38百万円増加し、584億54百万円となりました。これは主に、現金及び預金、受取手形及び売掛金の増加によるものであります。負債につきましては、前連結会計年度末に比べ138億8百万円増加し、507億5百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金、短期借入金、災害損失引当金、設備関係支払手形、長期借入金の増加によるものであります。純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ73億69百万円減少し、77億49百万円となりました。これは主に、四半期純損失を計上したことによる利益剰余金の減少によるものであります

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題についての重要な変更は次のとおりです。

1. スパリゾートハワイアンズにつきましては、平成24年2月8日に日帰り施設ウォーターパークを再開し、新ホテル「モノリス・タワー」も同日にオープンいたしました。
2. 平成23年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震による損害額につきましては、固定資産除却損・原状回復費用・営業休止期間中の固定費等61億96百万円を計上しました。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

平成23年3月11日発生の東日本大震災により観光事業において施設スパリゾートハワイアンズが被害を受け休業を余儀なくされたことから、3月末日に臨時従業員の契約を更新しないこととしたため、当第3四半期連結累計期間の従業員数平均人員は大幅に減少しております。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、観光事業の仕入が著しく減少いたしました。

観光事業の仕入減少の要因は、スパリゾートハワイアンズが営業休止したためであります。

(7) 主要な設備

平成23年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震により、スパリゾートハワイアンズにおいて施設に相当の被害が生じたため、復旧工事を実施し、平成24年2月8日にグランドオープンいたしました。

また、新ホテル「モノリス・タワー」につきましても同日にオープンいたしました。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|-----------|-------------|
| 普通株式 | 156,500,000 |
| 第1回A種優先株式 | 3,500,000 |
| 計 | 160,000,000 |

(注) 平成24年1月26日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会及び第1回A種優先株主による種類株主総会において、同年1月30日を効力発生日として定款の一部を変更することが承認可決されました。

発行可能株式総数に係る定款変更の内容は、新たに第1回B種優先株式の発行可能種類株式総数を定めること、第1回A種優先株式の併合により第1回A種優先株式に係る発行可能株式総数の減少を行うこと、これらに伴い、普通株式に係る発行可能種類株式総数を変更することであり、

変更後の定款における発行可能株式総数は160,000,000株であり、普通株式の発行可能種類株式総数は3,130,000株増加して159,630,000株、第1回A種優先株式の発行可能種類株式総数は3,430,000株減少して70,000株、新たに発行された第1回B種優先株式の発行可能種類株式総数は、300,000株であります。

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成24年2月10日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|---|-------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|----------|
| 普通株式 | 79,598,912 | 同左 | 東京証券取引所 市場第一部 | (注)1 |
| 第1回A種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。) | 3,500,000 | 70,000 | 非上場 | (注)2~4 |
| 第1回B種優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。) | - | 300,000 | 非上場 | (注)2~3、5 |
| 計 | 83,098,912 | 79,968,912 | - | - |

(注) 1. 権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

毎月1日(ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の92%

- (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- 取得価額の下限
- A種優先株式：86円
- B種優先株式：41円
- 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
- A種優先株式：8,139,534株（平成24年2月10日現在の普通株式の発行済株式総数の10.23%）
- B種優先株式：73,170,731株（平成24年2月10日現在の普通株式の発行済株式総数の91.92%）
- (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項の有無：有
3. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
- 所有者との間で金銭を対価とする取得請求権については、平成28年11月22日までは行うことはできないこと、及び普通株式を対価とする取得請求についてはA種優先株式は平成27年9月26日まで、B種優先株式は平成27年1月30日までは行うことはできないことをそれぞれ合意しております。また、取得請求権を行使しようとする日を含む暦日において当該行使により取得することとなる普通株式の数が本優先株式の発行の払込時点における当社上場株式の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る取得請求権の行使を行うことができないことを合意しております。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
- 譲渡による本優先株式の取得については、当社の取締役会決議の承認を要する。
4. 第1回A種優先株式の内容は、次のとおりであります。
- なお、単元株式数は1,000株であり、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。また、第1回A種優先株式につきましては、本四半期報告書提出日現在の状況を記載しております。
1. 募集株式の種類
常磐興産株式会社 第1回A種優先株式
 2. 募集株式の数
株式併合後：70,000株（発行時：3,500,000株）
 3. 払込金額
株式併合後：1株につき10,000円（発行時：200円）
 4. 払込金額の総額
700,000,000円
 5. 増加する資本金
350,000,000円（株式併合後：1株につき5,000円（発行時：100円））
 6. 増加する資本準備金
350,000,000円（株式併合後：1株につき5,000円（発行時：100円））
 7. 払込期日
平成20年9月26日
 8. 割当先および株式数
DBJコーポレート投資事業組合（現株主 株式会社日本政策投資銀行）に全株式を割り当てる。
 9. 剰余金の配当
- (1) 期末配当の基準日
- 当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。
- (2) 中間配当の基準日
- 当社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（中間配当）をすることができる。
- (3) 期末配当及び中間配当以外の期中における優先配当の基準日
- 当社は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をすることができる。

(4)優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として第1回A種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式を有する株主（以下「第1回B種優先株主」という。）又は第1回B種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回B種優先登録株式質権者」という。）に対し第1回B種優先株式の発行要項（以下「第1回B種発行要項」という。）9.(4)に基づき支払う配当金（以下「第1回B種優先配当金」という。）の支払と同順位で、第1回A種優先株式1株につき、下記9.(5)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1回A種優先株式を取得した場合、当該第1回A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(5)優先配当金の額

優先配当金の額は、第1回A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

ア 剰余金の配当の基準日が払込期日（同日を含む。）以降平成24年1月29日（同日を含む。）までの期間に属する場合

第1回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成21年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする

イ 剰余金の配当の基準日が平成24年1月30日（同日を含む。）以降平成24年3月末日（同日を含む。）までの期間に属する場合

第1回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額（ただし、平成23年4月1日（同日を含む。）から平成24年1月29日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。）に、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額（ただし、平成24年1月30日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。）を加えた金額とする。

ウ 剰余金の配当の基準日が平成24年4月1日（同日を含む。）以降の期間に属する場合

第1回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(6)累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、年率5%（ただし、平成24年1月30日以降は年率6%）の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金、第1回B種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対する、第1回B種発行要項9.(6)に従い計算した第1回B種優先配当金に係る累積未払額の配当と同順位で、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して配当する。

(7)非参加条項

当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、かつ、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し第1回B種発行要項10.(1)に基づき行う残余財産の分配と同順位で、第1回A種優先株式1株当たり、下記10.(2)に定める金額を支払う。ただし、残余財産が第1回A種優先株主及び第1回B種優先株主（以下、本項において個別に又は総称して「優先株主」という。）並びに第1回A種優先登録株式質権者及び第1回B種優先登録株式質権者（以下、本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

(2) 残余財産分配額

第1回A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの残余財産分配額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、9.(5)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(3) 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 譲渡制限

譲渡による第1回A種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

12. 議決権

第1回A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

当社の第1回A種優先株式については、普通株式に優先する条項を付する内容の株式としている関係から、株主総会における議決権を有しないこととしている。

13. 現金対価の取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

第1回A種優先株主は、平成20年9月26日以降いつでも、当社に対して現金を対価として第1回A種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1回A種優先株式を取得すると引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1回A種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1回A種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

第1回A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、9.(5)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(3) 償還請求受付場所

東京都中央区東日本橋三丁目7番19号
常磐興産株式会社 管理本部総務部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

14. 現金対価の取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、平成20年9月26日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社が第1回A種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、下記14.(2)に定める金額の金銭を交付することができる（この規定による第1回A種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を、以下「強制償還日」という。）。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1回A種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

第1回A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの強制償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、9.(5)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

15. 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

第1回A種優先株主は、平成20年9月26日以降いつでも、当社が第1回A種優先株式を取得すると引換えに、第1回A種優先株式1株につき下記15.(3)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。なお、当社がある株主に対して第1回A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

(2) 転換請求の制限

上記15.(1)にかかわらず、転換請求の日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、() 第1回A種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回A種優先株式の数に、() 剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の転換請求に基づく第1回A種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うに当たり、取得する第1回A種優先株式は、抽選、転換請求された第1回A種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「剰余授權株式数」とは、() 当該転換請求日における定款に定める当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、() 当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、及び 当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、第1回A種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回A種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記13.(2)に定める第1回A種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記15.(3)に定める転換価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）の総数をいう。

(3) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

第1回A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数は、以下の算式に基づき計算されるものとする。

(算式)

第1回A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 = A ÷ B

A = 転換請求に係る第1回A種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記13.(2)に定める第1回A種優先株式の償還価額の総額

B = 転換価額

当初転換価額

当初の転換価額は、金172円とする。

転換価額の修正

転換価額は、毎月1日（ただし、同日が当会社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

ア 第1回A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。

（算式）

$$\text{調整後転換価額} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A = 調整前転換価額（調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。）

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価（調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券

取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のな

い日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本 に準じて調整される。）

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記()記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後転換価額は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本()において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- () 普通株式を分割する場合

調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本()において、転換価額調整式Bにおける「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式又は当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後転換価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額又は行使価額が決定される日(本()において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得又は行使に際して当該証券(権利)又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社の普通株式又は当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日(本()において、以下「価額決定日」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本()において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本()において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- イ 上記ア()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、上記ア()については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ウ 上記アに掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される。

合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき、その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たり時価が他方の事由によって影響されているとき。

エ 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

オ 転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店

(5) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

16. 株式の併合または分割

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

5. 第1回B種優先株式の内容は、次のとおりであります

なお、単元株式数は1,000株であり、種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

1. 募集株式の種類

常磐興産株式会社 第1回B種優先株式

2. 募集株式の数

300,000株

3. 払込金額

1株につき10,000円

4. 払込金額の総額

3,000,000,000円

5. 増加する資本金の額

1,500,000,000円(1株につき5,000円)

6. 増加する資本準備金の額

1,500,000,000円(1株につき5,000円)

7. 払込期日

平成24年1月30日

8. 割当先及び株式数

各割当先に対し、それぞれ以下に記載の株式数を割り当てる。

ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合：100,000株

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合：100,000株

みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合：100,000株

9. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当会社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式を有する株主(以下「第1回B種優先株主」という。)又は第1回B種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回B種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

(2) 中間配当の基準日

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当(中間配当)をすることができる。

(3) 期末配当及び中間配当以外の期中における優先配当の基準日

当社は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をすることができる。

(4) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として第1回B種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対し第1回A種優先株式の発行要項（以下「第1回A種発行要項」という。）9.(4)に基づき支払う配当金（以下「第1回A種優先配当金」という。）の支払と同順位で、第1回B種優先株式1株につき、下記9.(5)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日として第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第1回B種優先株式を取得した場合、当該第1回B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(5) 優先配当金の額

優先配当金の額は、第1回B種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

第1回B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成24年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される額とする。

(6) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、年率6%の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金、第1回A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対する、第1回A種発行要項9.(6)に従い計算した第1回A種優先配当金に係る累積未払額の配当と同順位で、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して配当する。

(7) 非参加条項

当社は、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、かつ、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し第1回A種発行要項10.(1)に基づき行う残余財産の分配と同順位で、第1回B種優先株式1株当たり、下記10.(2)に定める金額を支払う。ただし、残余財産が第1回B種優先株主及び第1回A種優先株主（以下、本項において個別に又は総称して「優先株主」という。）並びに第1回B種優先登録株式質権者及び第1回A種優先登録株式質権者（以下、本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

(2) 残余財産分配額

第1回B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの残余財産分配額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、9.(5)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(3) 非参加条項

第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 譲渡制限

譲渡による第1回B種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

12. 議決権

第1回B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

13. 現金対価の取得請求権(償還請求権)

(1) 償還請求権の内容

第1回B種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社に対して現金を対価として第1回B種優先株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、第1回B種優先株式を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、下記13.(2)に定める金額の金銭を交付する。

なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1回B種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1回B種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

第1回B種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、9.(5)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

(3) 償還請求受付場所

東京都中央区東日本橋三丁目7番19号

常磐興産株式会社 管理本部総務部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

14. 現金対価の取得条項(強制償還)

(1) 強制償還の内容

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社が第1回B種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者に対して、下記14.(2)に定める金額の金銭を交付することができる(この規定による第1回B種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を、以下「強制償還日」という。)。なお、一部取得を行うに当たり、取得する第1回B種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

第1回B種優先株式1株当たりの強制償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式)

1株当たりの強制償還価額 = 10,000円 + 累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額

上記算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、9.(5)に従い計算される優先配当金額相当額とする。

15. 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

第1回B種優先株主は、払込期日以降いつでも、当社が第1回B種優先株式を取得すると引換えに、第1回B種優先株式1株につき下記15.(3)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。なお、当社がある株主に対して第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従いこれを取り扱う。

(2) 転換請求の制限

上記15.(1)にかかわらず、転換請求の日（以下「転換請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。）を下回る場合には、()第1回B種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回B種優先株式の数に、()剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第1回B種優先株式についてのみ、当該第1回B種優先株主の転換請求に基づく第1回B種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる第1回B種優先株式以外の転換請求に係る第1回B種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うに当たり、取得する第1回B種優先株式は、抽選、転換請求された第1回B種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「剰余授權株式数」とは、()当該転換請求日における定款に定める当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、()当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、及び当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、第1回B種優先株主が当該転換請求日に転換請求した第1回B種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記13.(2)に定める第1回B種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記15.(3)に定める転換価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）の総数をいう。

(3) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数は、以下の算式に基づき計算されるものとする。

(算式)

第1回B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数 = $A \div B$

A = 転換請求に係る第1回B種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、上記13.(2)に定める第1回B種優先株式の償還価額の総額

B = 転換価額

当初転換価額

当初の転換価額は、金82円とする。

転換価額の修正

転換価額は、毎月1日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）の92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が41円（以下「下限転換価額」という。ただし、下記により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が123円（以下「上限転換価額」という。ただし、下記により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

ア 第1回B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により、転換価額を調整する。

(算式)

調整後転換価額 = $A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$

A = 調整前転換価額 (調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう。)

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数 (基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数 (自己株式数) を控除した数をいう。)

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価 (調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。) の平均値 (終値のない日数を除く。) をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本 に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本 に準じて調整される。)

() 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合 (無償割当ての場合を含む。ただし、下記 () 記載の証券 (権利) の取得と引換え若しくは当該証券 (権利) の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記 () 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後転換価額は、払込みがなされた日 (基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日) の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本 () において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

() 普通株式を分割する場合

調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本 () において、転換価額調整式Bにおける「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数 (自己株式数) を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

() 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券 (権利) 又は取得させることができる証券 (権利) を発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)

調整後転換価額は、その払込みがなされた日 (基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日) に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券 (権利) の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして (当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券 (権利) 又は取得させることができる証券 (権利) の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日 (基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日) に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日 (基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額又は行使価額が決定される日 (本 () において、以下「価額決定日」という。) に発行される証券 (権利) の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして (当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券 (権利) 又は取得させることができる証券 (権利) の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本 () において「価額」とは、発行される証券 (権利) の払込金額 (新株予約権を交付することと引換えに取得される証券 (権利) 又は取得させることができる証券 (権利) の場合、当該証券 (権利) の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額) から取得又は行使に際して当該証券 (権利) 又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当会社の普通株式又は当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日（本（ ）において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（ ）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

- () 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本（ ）において、転換価額調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- イ 上記ア（ ）ないし（ ）において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項（ただし、上記ア（ ）については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- ウ 上記アに掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される。

合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき、その他当会社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

- エ 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- オ 転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 転換請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店

- (5) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

16. 株式の併合又は分割

第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録株式質権者には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

行使はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (千株) | 発行済株式総 数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増 減額 (百万円) | 資本準備金残 高(百万円) |
|----------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|------------------|
| 平成23年10月1日～ 平成23年12月31日 | - | 83,098 | - | 11,183 | - | 1,458 |

- (注) 1. 平成24年1月26日開催の当社臨時株主総会において、平成24年1月30日を効力発生日として第1回A種優先株式50株を1株に併合すること、また、第三者割当増資により新たに第1回B種優先株式300,000株を発行することが承認可決されたため、当四半期報告書提出日現在における発行済株式総数残高は、79,968千株であります。
2. 平成24年1月26日開催の当社臨時株主総会において、平成24年1月30日を効力発生日として資本金のうち10,542百万円及び資本準備金の全額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えることが承認可決されました。また、上記株主総会において、第三者割当による第1回B種優先株式の発行により、資本金と資本準備金をそれぞれ1,500百万円増加させることが承認可決されました。これらにより、当四半期報告書提出日現在の資本金残高は2,141百万円、資本準備金残高は1,500百万円であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------------|----------|------------------------|
| 無議決権株式 | 第1回A種優先株式 3,500,000 | - | 「1(1) 発行済株式」 の記載を参照 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 84,000 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 79,098,000 | 79,098 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 416,912 | - | - |
| 発行済株式総数 | 83,098,912 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 79,098 | - |

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数1個)含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%) |
|------------|------------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------------------------|
| 常磐興産株式会社 | 福島県いわき市常磐 藤原町藤平50番地 | 84,000 | - | 84,000 | 0.10 |
| 計 | - | 84,000 | - | 84,000 | 0.10 |

(注)上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数1個)あります。

なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 3,634 | 6,373 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,862 | 5,719 |
| たな卸資産 | 313 | 357 |
| その他 | 282 | 446 |
| 貸倒引当金 | 3 | 37 |
| 流動資産合計 | 6,089 | 12,860 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 12,500 | 10,827 |
| 土地 | 14,683 | 14,683 |
| その他(純額) | 3,808 | 5,489 |
| 有形固定資産合計 | 30,992 | 31,000 |
| 無形固定資産 | | |
| | 146 | 112 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,999 | 3,689 |
| 投資不動産(純額) | 10,190 | 10,174 |
| その他 | 2,125 | 2,159 |
| 貸倒引当金 | 1,588 | 1,586 |
| 投資その他の資産合計 | 14,727 | 14,436 |
| 固定資産合計 | 45,866 | 45,549 |
| 繰延資産 | 58 | 44 |
| 資産合計 | 52,015 | 58,454 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成23年3月31日) | 当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 1,245 | 5,029 |
| 短期借入金 | 9,880 | 11,548 |
| 1年内償還予定の社債 | 794 | 739 |
| 未払法人税等 | 26 | 53 |
| 賞与引当金 | 130 | 82 |
| 事業整理損失引当金 | 377 | 343 |
| 災害損失引当金 | 61 | 2,645 |
| 設備関係支払手形 | 78 | 1,758 |
| その他 | 2,119 | 1,514 |
| 流動負債合計 | 14,713 | 23,714 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 1,670 | 1,328 |
| 長期借入金 | 14,200 | 19,870 |
| 繰延税金負債 | 3,730 | 3,282 |
| 退職給付引当金 | 42 | 48 |
| 環境対策引当金 | 99 | 99 |
| 資産除去債務 | 386 | 391 |
| その他 | 2,053 | 1,969 |
| 固定負債合計 | 22,182 | 26,990 |
| 負債合計 | 36,896 | 50,705 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 11,183 | 11,183 |
| 資本剰余金 | 1,475 | 1,475 |
| 利益剰余金 | 2,609 | 4,491 |
| 自己株式 | 11 | 11 |
| 株主資本合計 | 15,257 | 8,155 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 150 | 422 |
| 土地再評価差額金 | 2 | 2 |
| その他の包括利益累計額合計 | 153 | 424 |
| 少数株主持分 | 15 | 18 |
| 純資産合計 | 15,119 | 7,749 |
| 負債純資産合計 | 52,015 | 58,454 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|-------------------------------------|--|--|
| 売上高 | 26,958 | 18,321 |
| 売上原価 | 23,495 | 17,998 |
| 売上総利益 | 3,462 | 323 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,210 | 1,292 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,251 | 968 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | 0 |
| 受取配当金 | 69 | 77 |
| 負ののれん償却額 | 7 | - |
| 持分法による投資利益 | 91 | - |
| 不動産賃貸料 | 97 | 93 |
| その他 | 21 | 35 |
| 営業外収益合計 | 288 | 207 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 442 | 442 |
| 持分法による投資損失 | - | 4 |
| 不動産賃貸費用 | 70 | 49 |
| その他 | 153 | 159 |
| 営業外費用合計 | 666 | 655 |
| 経常利益又は経常損失() | 873 | 1,417 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 3 | 0 |
| 投資有価証券売却益 | 83 | 0 |
| 貸倒引当金戻入額 | 2 | - |
| 事業整理損失引当金戻入額 | 3 | - |
| 施設提供料 | - | 141 |
| 投資不動産売却益 | 3 | 14 |
| その他 | - | 25 |
| 特別利益合計 | 96 | 181 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 0 | - |
| 固定資産除却損 | 22 | 0 |
| 減損損失 | - | 11 |
| 投資有価証券売却損 | 1 | - |
| 投資有価証券評価損 | - | 23 |
| 災害による損失 | - | 6,196 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 126 | - |
| 投資不動産除却損 | 1 | 0 |
| その他 | - | 35 |
| 特別損失合計 | 151 | 6,267 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失() | 818 | 7,502 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 25 | 34 |
| 法人税等調整額 | 3 | 439 |
| 法人税等合計 | 28 | 404 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失() | 790 | 7,097 |
| 少数株主利益 | 1 | 3 |
| 四半期純利益又は四半期純損失() | 788 | 7,101 |

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|---|--|--|
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失() | 790 | 7,097 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 313 | 271 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 0 | 0 |
| その他の包括利益合計 | 313 | 271 |
| 四半期包括利益 | 476 | 7,369 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 475 | 7,372 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 1 | 3 |

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年12月31日）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

（四半期連結損益計算書関係）

| 前第3四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年12月31日） | 当第3四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年12月31日） | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---------------|----|---------------|----|-------------|--|----|------|-------------|-------|----|
| 1. 2. | <p>1. 施設提供料は、福島県から要請を受け避難された方々に施設を提供したものであります。</p> <p>2. 減損損失 当第3四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">旅館</td> <td style="text-align: center;">茨城県 北茨城市</td> <td style="text-align: center;">建物及び構築物、 機械装置及び運搬 具、工具、器具及び 備品、無形固定資 産</td> <td style="text-align: center;">80</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">茨城県 北茨城市</td> <td style="text-align: center;">投資不動産</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、事業用資産については事業部門及びエリア別の単位にて、賃貸不動産及び遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。</p> <p>北茨城市の旅館業においては、経営環境の悪化が見込まれ、当面の間、営業再開を見合わせることにしたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額である減損損失（80百万円）を「災害による損失」として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物74百万円、機械装置及び運搬具1百万円、工具、器具及び備品1百万円、無形固定資産2百万円であります。</p> <p>遊休資産においては、近年の継続的な地価の下落に伴い、市場価格が帳簿価額に対して著しく下落したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（11百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地11百万円であります。</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額（ただし、重要性の低い物件は固定資産税評価額を基礎にした価額等）により算定しておりますが、他への転用または売却が困難な資産については、備忘価額により算定しております。</p> | 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 (百万円) | 旅館 | 茨城県 北茨城市 | 建物及び構築物、 機械装置及び運搬 具、工具、器具及び 備品、無形固定資 産 | 80 | 遊休資産 | 茨城県 北茨城市 | 投資不動産 | 11 |
| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 (百万円) | | | | | | | | | | |
| 旅館 | 茨城県 北茨城市 | 建物及び構築物、 機械装置及び運搬 具、工具、器具及び 備品、無形固定資 産 | 80 | | | | | | | | | | |
| 遊休資産 | 茨城県 北茨城市 | 投資不動産 | 11 | | | | | | | | | | |

| 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|--|--|
| 3. | 3. 災害による損失は、平成23年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震に伴うものであり、主な内容は次のとおりであります。 原状回復費用 4,173百万円 営業休止期間中の固定費 1,283 固定資産除却損 656 減損損失 80 なお、原状回復費用のうち災害損失引当金繰入額は、2,631百万円であります。 また、固定資産除却損、原状回復費用については現時点の見込額であり、復旧工事の進捗により変動する可能性があります。 |
| 4. 観光事業においては、他の四半期連結会計期間に比べ、第2四半期連結会計期間の利用者数が多く、売上高も多くなる傾向があります。 | 4. |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|-------|--|--|
| 減価償却費 | 909百万円 | 800百万円 災害による損失の減価償却費(456百万円)を含めて表示しております。 |

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|---------------|-----------------|-------------|------------|------------|-------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 159 | 2.00 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 | 利益剰余金 |
| | 第1回 A種優先株式 | 35 | 10.00 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 | 利益剰余金 |

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注)1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2 |
|---------------------------|---------|--------|------------|-------|--------|-------------|-------------------------------|
| | 観光事業 | 卸売業 | 製造関連 事業 | 運輸業 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 9,133 | 14,925 | 1,383 | 1,516 | 26,958 | - | 26,958 |
| セグメント間の 内部売上高又は 振替高 | 1 | 289 | - | 56 | 347 | 347 | - |

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注) 1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 |
|---------|---------|--------|------------|-------|--------|--------------|--------------------------------|
| | 観光事業 | 卸売業 | 製造関連 事業 | 運輸業 | 合計 | | |
| 計 | 9,134 | 15,214 | 1,383 | 1,572 | 27,305 | 347 | 26,958 |
| セグメント利益 | 1,473 | 128 | 126 | 65 | 1,793 | 542 | 1,251 |

(注) 1. セグメント利益の調整額 542百万円には、セグメント間取引消去 0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 542百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注) 1 | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2 |
|-------------------|---------|--------|------------|-------|--------|--------------|--------------------------------|
| | 観光事業 | 卸売業 | 製造関連 事業 | 運輸業 | 合計 | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 1,031 | 14,333 | 1,575 | 1,380 | 18,321 | - | 18,321 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 0 | 268 | - | 49 | 318 | 318 | - |
| 計 | 1,032 | 14,602 | 1,575 | 1,430 | 18,640 | 318 | 18,321 |
| セグメント利益又は損失() | 823 | 130 | 167 | 31 | 493 | 475 | 968 |

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 475百万円には、セグメント間取引消去 5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 469百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 (固定資産に係る重要な減損損失)

観光事業セグメントにおいて、減損損失(80百万円)を「災害による損失」として特別損失に計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日) | 当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日) |
|---|--|--|
| (1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() | 9円59銭 | 89円64銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円) | 788 | 7,101 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | 26 | 26 |
| (うち優先配当額)(百万円) | (26) | (26) |
| 普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円) | 762 | 7,127 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 79,542 | 79,514 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 9円26銭 | - |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | 26 | - |
| (うち優先配当額) | (26) | (-) |
| 普通株式増加数(千株) | 5,685 | - |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | | |

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失金額のため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
 (自平成23年10月1日
 至平成23年12月31日)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び同年4月11日に発生したいわき市を震源とする地震により、当社が運営するスパリゾートハワイアンズは相当の被害を受け、同年9月30日まで休業を余儀なくされました。スパリゾートハワイアンズは、同年10月1日より一部施設の営業再開を実現し、また平成24年2月8日にウォーターパークの再開や新ホテル「モノリス・タワー」の新規開業などグランドオープンいたしましたものの、半年以上の基幹施設の休業は当社財務基盤に大きな影響を与えるものであります。

このような中、東日本大震災による被害から復興するため、下記の事項を平成24年1月26日開催の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び第1回A種優先株主による種類株主総会に付議し、承認可決されました。

1. 第1回B種優先株式の発行

スパリゾートハワイアンズの復旧工事費用の資金調達並びに財務基盤の強化を図るため第三者割当による新株式を発行いたしました。

(1)発行株式の種類 第1回B種優先株式(転換価額修正条項付取得請求権付)

(2)発行新株式数 300,000株

(3)発行価額 1株につき10,000円

(4)発行価額の総額 3,000,000,000円

(5)資本組入額 1株につき5,000円

(6)払込期日 平成24年1月30日

(7)配当起算日 平成24年1月30日

(8)割当先及び割当株式数

ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合 100,000株

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合 100,000株

みずほ東北産業育成投資事業有限責任組合 100,000株

(9)資金の用途

スパリゾートハワイアンズの復旧工事費用に充当いたします。

(10)第1回B種優先株式発行の日程

平成24年1月26日 臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び第1回A種優先株主による種類株主総会決議日

平成24年1月30日 払込期日

なお、上記期日に払込は完了しております。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成23年10月1日
至 平成23年12月31日)

2. 資本金及び資本準備金の額の減少

東日本大震災に起因して生じる欠損金を一掃し、財務内容の健全化と早期の分配可能額の計上を図るため、資本金及び資本準備金の額を減少いたしました。

(1) 資本金の額の減少の要領

減少すべき資本金の額

資本金の額11,183,112,295円を10,542,112,295円減少し、641,000,000円とする。

資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少する。資本金の減少額10,542,112,295円は「その他資本剰余金」へ振り替える。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額1,458,574,327円の全額を減少して、0円とする。

資本準備金の額の減少の方法

資本準備金の減少額1,458,574,327円は「その他資本剰余金」に振り替える。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

臨時株主総会決議日 平成24年1月26日

効力発生日 平成24年1月30日

3. 第1回A種優先株式の併合

第1回A種優先株式と第1回B種優先株式の1株あたりの株式価値を統一することにより株主に分かり易いものとするため、第1回A種優先株式に係る株式併合を実施いたしました。

(1) 併合する株式の種類 第1回A種優先株式

(2) 併合比率 50株を1株に併合する

(3) 減少株式数

発行済株式総数 3,500,000株

併合による株式減少数 3,430,000株

併合後の発行済株式数 70,000株

併合後の発行可能株式総数 70,000株

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

第1回A種優先株式併合においては、1株未満の端数が生じる予定はありません。

(5) 株式併合の日程

平成24年1月26日 臨時株主総会決議日及び第1回A種優先株主による種類株主総会決議日

平成24年1月30日 第1回A種優先株式併合の効力発生日

2【その他】

当社及び連結子会社である常磐興産ピーシー(株)は、公正取引委員会より橋梁工事につき独占禁止法に違反する行為が行われていたとして、当社は平成17年4月課徴金(100百万円)納付命令を、常磐興産ピーシー(株)は平成16年10月排除勧告を受けました。その後審判手続を重ねてまいりましたが、平成22年9月21日に当社には当該処分と同額の課徴金納付を命ずる審決が、常磐興産ピーシー(株)には違法行為を認める審決がそれぞれ出されました。なお、当社PC事業部門を常磐興産ピーシー(株)に会社分割する際に、潜在的債務を含め一切の債権債務関係を承継することとしております。

この審決を受け縷々検討した結果、事実関係を含めて公正取引委員会の判断と当社及び常磐興産ピーシー(株)の見解の間には相違点はあるものの、諸事情を総合的に勘案し審決取消訴訟を提起しないとの結論に至り、当社は平成22年11月22日に課徴金を納付いたしました。

常磐興産ピーシー(株)につきましては、平成23年4月21日付で課徴金(31百万円)納付命令案が出され、意見書提出を行い、同年6月15日付で課徴金納付命令が出されました。これを受け諸事情を総合的に勘案し、当該命令を受け入れることとし、同社は同年8月16日に課徴金を納付いたしました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

常磐興産株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 出口 賢二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている常磐興産株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、常磐興産株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成24年1月26日開催の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び第1回A種優先株主による種類株主総会において下記の事項について決議し、承認可決されている。

1. 第1回B種優先株式の発行
2. 資本金及び資本準備金の額の減少
3. 第1回A種優先株式の併合

また、第1回B種優先株式については平成24年1月30日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。